

【参考資料 No. 1】

狛江市防災会議委員名簿

(令和3年4月30日現在)

区分	氏名	職名等
会長	松原 俊雄	狛江市長
委員	竹田 正彦	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長
〃	林 博志	東京都建設局北多摩南部建設事務所長
〃	田原 なるみ	東京都福祉保健局多摩府中保健所長
〃	大友 和仁	東京都水道局多摩給水管理事務所長
〃	佐々木 祐二	警視庁調布警察署長
〃	吉田 英生	東京消防庁狛江消防署長
〃	富永 松弘	狛江市消防団長
〃	白土 修久	日本郵便株式会社狛江郵便局長
〃	吉田 匡	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
〃	鳥越 千尋	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社長
〃	岡村 優子	東京ガス株式会社西部導管事業部長
〃	酒井田 希喜	小田急電鉄株式会社成城学園前管区長
〃	高木 七生	狛江市防災会長
〃	清水 豊子	狛江市赤十字奉仕団 委員長
〃	大矢 美枝子	狛江女性防火の会 会長
〃	重川 希志依	常葉大学 大学院 環境防災研究科 教授
〃	原 章彦	狛江市医師会 公衆衛生担当理事(防災担当)
〃	古谷 弘文	小田急バス株式会社狛江営業所長
〃	中村 安芸	陸上自衛隊 練馬駐屯地 第一後方支援連隊 第一整備大隊長
〃	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会長
〃	伊東 伸夫	狛江市薬剤師副会長
〃	高木 光	狛江市社会福祉協議会長
〃	市川 衛	狛江市民生委員児童委員協議会 代表会長
〃	田中 映子	人権擁護委員
〃	秋元 雄介	園児交通安全防犯連絡会
〃	松崎 陵	狛江市立学校 PTA 連合会長
〃	峰 隆志	東京慈恵会医科大学附属第三病院 事務部長
〃	平林 浩一	狛江市副市長
〃	柏原 聖子	狛江市教育委員会 教育長

【参考資料 No. 2】

地下施設及び要配慮者利用施設の名称及び所在地

(令和3年4月現在)

区分	施設名	住所	浸水想定区域		
			多摩川	野川	
施設 地下	1	狛江駅北口地下駐車場	元和泉一丁目2番1号	○	-
	2	エコルマ1ビル	元和泉一丁目2番1号	○	-
幼児 関係	1	狛江市私立狛江こだま幼稚園	中和泉三丁目14番8号	○	-
	2	狛江市私立狛江みずほ幼稚園	岩戸南四丁目14番1号	○	○
	3	狛江市私立子鹿幼稚園	東野川三丁目17番1号	-	○
乳児 関係	1	家庭福祉員（保育ママ）亀山陽子	東和泉三丁目3番12号	○	-
	2	家庭福祉員（保育ママ）中村みつ江	岩戸南三丁目6番11号	○	○
	3	家庭福祉員（保育ママ）白川佳子	駒井町三丁目32番17号	○	○
	4	家庭福祉員（保育ママ）柳沢芳子	東和泉一丁目26番19号	○	○
	5	狛江市私立いずみの森保育園	元和泉一丁目10番10号	○	-
	6	狛江市私立いずみ保育園	岩戸北一丁目1番12号	○	○
	7	狛江市私立ぎんきょう保育園	東和泉一丁目34番25号	○	-
	8	狛江市私立グローバルキッズ狛江園	中和泉三丁目19番14号	○	-
	9	狛江市私立ベネッセ狛江南保育園	岩戸北三丁目23番8号	○	○
	10	狛江市私立めぐみの森保育園	中和泉三丁目12番6号	○	-
	11	狛江市私立駒井町みんなの家	駒井町三丁目36番1号	○	○
	12	狛江市私立狛江ちとせ保育園	東和泉一丁目35番10号	○	-
	13	狛江市私立狛江子どもの家	和泉本町一丁目36番4号	○	-
	14	狛江市私立狛江保育園	西野川四丁目12番1号	-	○
	15	狛江市私立多摩川保育園	西和泉一丁目5番1号	○	-
	16	狛江市私立虹のひかり保育園	東和泉一丁目32番18号	○	-
	17	狛江市私立木下の保育園 元和泉	元和泉一丁目19番4号	○	-
	18	狛江市立駒井保育園	駒井町二丁目28番6号	○	○
	19	狛江市立三島保育園	東野川一丁目32番2号	-	○
	20	狛江市立駄倉保育園	岩戸北三丁目20番2号	○	○
	21	ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉一丁目3番15号	○	○
	22	フレンドキッズランドこまえ	岩戸南四丁目22番7号	○	○
	23	一の橋赤ちゃんの家	駒井町一丁目15番32号	○	○
	24	狛江すずらん保育園	岩戸北三丁目14番23号	○	-

区分	施設名	住所	浸水想定区域		
			多摩川	野川	
乳児関係	25	一の橋こどもの家	岩戸南一丁目3番12号	○	-
	26	木下の保育園 狛江	元和泉一丁目1番2号	○	-
	27	木下の保育園 和泉多摩川	東和泉四丁目2番3号	○	-
	28	パイオニアキッズ西野川園	西野川二丁目4番15号	-	○
障がい者関係	1	ACCたまがわ	中和泉三丁目21番3号	○	-
	2	ATLIFE調布・狛江 ATLIFE狛江I	駒井町一丁目35番11号	○	○
	3	ATLIFE調布・狛江 ATLIFE狛江II	東和泉三丁目4番4号	○	-
	4	アムール山下	東野川一丁目10番7号	-	○
	5	グループホームミライエ狛江	岩戸北三丁目16番2号	○	○
	6	グループホームれもん	中和泉二丁目20番3号	○	-
	7	グループホーム朋	岩戸南一丁目5番10号	○	-
	8	ケアホームほっとわん	中和泉五丁目19番17号	○	-
	9	小規模多機能ホーム のどか狛江	猪方三丁目10番6号	○	-
	10	パンダ	中和泉三丁目24番28号	○	-
	11	ホームれもん	中和泉二丁目20番3号	○	-
	12	ミライハウス	元和泉二丁目16番11号	○	-
	13	ライフケアさんさん	元和泉一丁目15番16号	○	-
	14	多摩地域生活支援センターいずみ寮	和泉本町一丁目11番1号	○	○
	15	多摩地域生活支援センターこまえ寮	岩戸南三丁目26番15号	○	○
児童施設	1	西野川こどもクラブ	西野川二丁目4番15号	-	○
	2	和泉児童館	中和泉三丁目12番6号	○	-
	3	岩戸児童センター	岩戸南三丁目15番1号	○	○
	4	北部児童館	和泉本町三丁目31番19号	-	○
	5	駒井学童保育所	駒井町一丁目21番6号	○	-
	6	猪方学童保育所	猪方一丁目11番2号	○	○
	7	東野川学童保育所	東野川一丁目6番3号	-	○
	8	第一小学校放課後クラブ	和泉本町一丁目37番1号 第一小学校内	○	-
	9	第三小学校放課後クラブ	猪方一丁目11番1号 第三小学校内	○	○

区分	施設名		住所	浸水想定区域	
				多摩川	野川
児童施設	10	第五小学校放課後クラブ	東野川一丁目 36 番 13 号 第五小学校隣接	-	○
	11	第六小学校放課後クラブ	駒井町一丁目 21 番 1 号 第六小学校内	○	-
	12	和泉小学校放課後クラブ	中和泉三丁目 33 番 1 号 和泉小学校内	○	-
	13	駄倉小学生クラブ (岩戸児童センター分室)	東和泉一丁目 3 番 17 号 駄倉地区センター1 階	○	○
	14	寺前小学生クラブ (和泉児童館分室)	元和泉一丁目 23 番 3 号	○	-
高齢者関係	1	イリーゼ狛江・別邸	東野川一丁目 32 番 5 号	-	○
	2	グループホームのどか	猪方三丁目 10 番 6 号	○	-
	3	こまえ苑	岩戸南四丁目 17 番 17 号	○	○
	4	セニア狛江	岩戸南四丁目 15 番 11 号	○	○
	5	そんぼの家狛江	西野川二丁目 4 番 1 号	-	○
	6	チャーム狛江	西野川一丁目 14 番 7 号	-	○
	7	ニチイケアセンターいずみこまえ	中和泉一丁目 20 番 3 号	○	-
	8	メディカルホームグランド狛江参番館	西野川二丁目 33 番 21 号	-	○
	9	リハビリホームグランド狛江貳番館	和泉本町一丁目 4 番 2 号	○	○
	10	狛江共生の家・多麻	駒井町一丁目 1 番 2 号	○	-
	11	有料老人ホームサニーライフ狛江	猪方三丁目 36 番 5 号	○	-
学校関係	1	狛江市立狛江第一小学校	和泉本町一丁目 37 番 1 号	○	-
	2	狛江市立狛江第一中学校	和泉本町二丁目 15 番 1 号	-	○
	3	狛江市立狛江第五小学校	東野川一丁目 35 番 13 号	-	○
	4	狛江市立狛江第三小学校	猪方一丁目 11 番 1 号	○	○
	5	狛江市立狛江第三中学校	元和泉一丁目 23 番 1 号	○	-
	6	狛江市立狛江第二中学校	猪方二丁目 7 番 1 号	○	-
	7	狛江市立狛江第六小学校	駒井町一丁目 21 番 1 号	○	-
	8	狛江市立和泉小学校	中和泉三丁目 33 番 1 号	○	-
	9	都立狛江高等学校	元和泉三丁目 9 番 1 号	○	-
関係医療	1	保坂産婦人科クリニック	東和泉一丁目 21 番 3 号	○	-

災害救助法施行細則（昭和 38 年規則第 136 号）抜粋

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>一 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>二 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施するものとする。</p>	<p>一 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり三百十円とする。</p> <p>二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 災害の発生日が冬季(十月から三月まで)である場合は、燃料費として別に定める額を加算することができる。</p>	避難所を開設できる期間は、災害発生日から七日以内とする。
応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとする。</p>	<p>一 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百五十三万円以内とする。</p> <p>二 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>三 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を必要とする者数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、応急仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>四 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。</p>	<p>一 応急仮設住宅の設置については、災害発生日から二十日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p>
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供	<p>一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	<p>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千四十円以内とする。</p>	<p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三分以内を現物により支給する。</p>

給	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="762 611 1169 1361"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(四月から九月まで)</th> <th>冬季(十月から翌年三月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人世帯</td> <td>一七、八〇〇円</td> <td>二九、四〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>二二、九〇〇円</td> <td>三八、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>三三、七〇〇円</td> <td>五三、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>四〇、四〇〇円</td> <td>六二、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>五一、二〇〇円</td> <td>七八、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>六人以上の世帯</td> <td>五一、二〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに七、五〇〇円を加算した額</td> <td>七八、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに一〇、七〇〇円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="762 1563 1169 2033"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(四月から九月まで)</th> <th>冬季(十月から翌年三月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人世帯</td> <td>五、八〇〇円</td> <td>九、四〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>七、八〇〇円</td> <td>一二、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>一一、七〇〇円</td> <td>一七、四〇〇円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>一四、二〇〇円</td> <td>二〇、六〇〇円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>一八、〇〇〇円</td> <td>二六、一〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	一人世帯	一七、八〇〇円	二九、四〇〇円	二人世帯	二二、九〇〇円	三八、一〇〇円	三人世帯	三三、七〇〇円	五三、一〇〇円	四人世帯	四〇、四〇〇円	六二、一〇〇円	五人世帯	五一、二〇〇円	七八、一〇〇円	六人以上の世帯	五一、二〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに七、五〇〇円を加算した額	七八、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに一〇、七〇〇円を加算した額	季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	一人世帯	五、八〇〇円	九、四〇〇円	二人世帯	七、八〇〇円	一二、三〇〇円	三人世帯	一一、七〇〇円	一七、四〇〇円	四人世帯	一四、二〇〇円	二〇、六〇〇円	五人世帯	一八、〇〇〇円	二六、一〇〇円	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。
		季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																																						
一人世帯	一七、八〇〇円	二九、四〇〇円																																								
二人世帯	二二、九〇〇円	三八、一〇〇円																																								
三人世帯	三三、七〇〇円	五三、一〇〇円																																								
四人世帯	四〇、四〇〇円	六二、一〇〇円																																								
五人世帯	五一、二〇〇円	七八、一〇〇円																																								
六人以上の世帯	五一、二〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに七、五〇〇円を加算した額	七八、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに一〇、七〇〇円を加算した額																																								
季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																																								
一人世帯	五、八〇〇円	九、四〇〇円																																								
二人世帯	七、八〇〇円	一二、三〇〇円																																								
三人世帯	一一、七〇〇円	一七、四〇〇円																																								
四人世帯	一四、二〇〇円	二〇、六〇〇円																																								
五人世帯	一八、〇〇〇円	二六、一〇〇円																																								

			六人以上の世帯	一八、〇〇〇円に世帯人員が六人以上を増すと二、〇〇〇円を加算した額	二六、一〇〇円に世帯人員が六人以上を増すと三、四〇〇円を加算した額	
医療及び助産	医療	<p>一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>二 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。</p> <p>三 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 診療 (二) 薬剤又は治療材料の支給 (三) 処置、手術その他の治療及び施術 (四) 病院又は診療所への収容 (五) 看護</p>	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から十四日以内とする。		
	助産	<p>一 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>二 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 分べんの介助 (二) 分べん前及び分べん後の処置 (三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。		
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から三日以内とする。			
被災した住宅の応急修理	<p>住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。</p> <p>一 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者</p> <p>二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)</p>	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五十四万七千円以内とする。	住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了するものとする。			

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる。	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木 造 建 物 （ 住 宅 ）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、倒壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 建 物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※3)。
7		

(※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水道やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

【参考資料 No. 5】

狛江市災害対策備蓄倉庫

(令和3年3月現在)

No	場所・名称	住 所
1	狛江第一小学校	狛江市和泉本町1-37-1
2	狛江第三小学校	狛江市猪方1-11-1
3	狛江第五小学校	狛江市東野川1-35-13
4	狛江第六小学校	狛江市駒井町1-21-1
5	狛江和泉小学校	狛江市中和泉3-33-1
6	狛江緑野小学校	狛江市和泉本町4-3-1
7	狛江第一中学校	狛江市和泉本町2-15-1
8	狛江第二中学校	狛江市猪方2-7-1
9	狛江第三中学校	狛江市元和泉1-23-1
10	狛江第四中学校	狛江市東野川4-1-1
11	西和泉体育施設	狛江市西和泉1-16-1
12	都営アパート	狛江市和泉本町4-7-39 先
13	前原公園内	狛江市西野川3-11
14	小田急線高架下倉庫	狛江市和泉本町1-2
15	水防倉庫	狛江市東和泉4-10-6
16	防災センター	狛江市和泉本町1-1-5
17	東京慈恵会医科大学附属 第三病院	狛江市和泉本町4-11-1
18	清水川公園	狛江市東和泉2-9
19	上和泉地域センター	狛江市和泉本町4-7-51

主要災害対策用備蓄品一覧表

(令和3年3月11日現在)

項目	名目	計	第一小	第二小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和泉体育面	上和泉緑地センター	緑江高校	静養住宅	前原公園	高浜下	水防倉庫	防災センター	第一中学校内	西和泉校舎	他関係箇所		
食料品	サバハバルフーズ	12,720	960	960	960	960	960	960	1,200	1,320	960	960	960	960	960	0	120	0	1,440	0	0	0	0	0	0	
	アルファ化米	46,900	3,450	3,250	3,400	2,500	3,400	3,400	2,700	5,500	2,950	2,950	3,400	3,250	3,400	900	2,650	0	3,150	0	0	0	0	0	3,700	
	お粥	7,700	750	650	600	750	600	750	450	400	600	600	650	550	100	0	100	0	350	0	0	0	0	0	600	
	救急用クラッカー等	17,652	1,908	2,088	748	2,578	490	2,508	1,098	1,238	2,508	1,098	1,238	910	350	490	0	350	0	980	0	0	0	0	0	0
	飲料水用ポリタンク	480	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	0	10	0	342	8	0	0	0	0	0
	飲料水用ポリタンク	10,900	100	0	100	50	150	100	100	100	150	100	100	150	100	0	0	100	0	100	0	5000	0	0	0	4600
	浄水機 (Mizu-Q500, 800)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
	浄水機 1t	31	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	
	給水タンク 1t	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	
	飲料水用組立槽 2.2t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給水栓一式	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
応急給水セット(スタンドタイプ)	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1		
仮設トイレ(貯留式)	84	1	2	1	2	3	2	4	4	4	4	4	6	5	2	2	13	2	3	0	1	3	0	36		
仮設トイレ(マンホール式)	75	6	0	5	3	5	6	6	6	6	6	8	6	5	0	0	10	4	0	4	0	1	0	4		
臨時使用袋	11,700	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	400	0	200	0	925	0	0	0	0	0		
毛布	8,363	140	390	370	250	250	250	300	300	210	480	200	110	170	160	0	210	0	1,183	190	920	0	1,190	1,640		
ござ	315	20	40	20	40	20	40	20	20	41	20	20	35	0	0	0	2	0	37	0	0	0	0	0		
災害救助用カーペット	675	45	75	45	75	45	75	0	60	0	0	60	45	60	0	0	30	0	60	120	0	0	0	0		
アルミマット	2,982	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	1,380	0	1,600			
サバハバルブランケット	4,000	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	0	250	0	250	250	250	0	0	0		
ローソク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ロールペーパー	11,600	600	1,300	700	1,300	900	1,300	900	800	900	1,100	1,000	600	1,000	200	0	200	0	1,000	0	0	0	0	0		
肌着	900	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	420	0	0	0	0	0		
紙おむつ幼児用	17,507	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	0	0	0	4,038	0	5,219	0	0	0		
紙おむつ成人用	3,420	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	0	0	0	1,226	0	544	0	0	0		
粉ミルク	71	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	14	0	0	0	0	14		
哺乳びん	152	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0	0	0	13	0	0	0	0	3		
飲料水(1.5ℓペットボトル)	362	17	21	17	18	25	22	19	19	19	18	18	18	18	20	8	0	8	4	4	0	16	0	112		
紙コップ(1車30個)	49,536	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	0	0	0	8,064	0	28,800	0	0	0		
割り箸(袋100膳)	6,000	420	630	330	630	630	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540	0	0	0	0	0		
紙皿(平皿)	6,000	400	600	400	600	600	600	500	500	500	600	500	400	500	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0		
スチロール製丼	6,000	420	630	330	630	630	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540	0	0	0	0	0		
スプーン	3,000	200	300	200	300	300	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0		
フォーク	3,000	200	300	200	300	300	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0		
ラップ	3,000	200	300	200	300	300	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0		
ウェットティッシュ	1,200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
エアーマット	7,150	300	300	300	300	300	300	300	300	250	600	300	200	250	100	0	200	0	300	0	2,300	0	0	750		

※ 訓練等で使用するため、備蓄品の保管場所や保管数量は常に変動しています。

項目	品名	計	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和東体育面	上野保健福祉センター	総江高校	都営住宅	前原公園	高浜下	水防倉庫	防災センター	第一中学校内	西和高校舎	他関係箇所
機	防水シート	576	43	56	31	50	47	41	42	47	49	32	51	0	0	11	11	55	10	0	0	0	0
	テント	37	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	1	0	0	0	3	2	3	6	0
	トランジスタメカホン	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	1	0	4	0	0	0	0
	炊き出し釜	22	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	8	0	0
	炭6kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料	1,130	84	132	72	130	108	96	96	120	96	76	0	0	0	24	0	0	96	0	0	0	0
	コードリール	52	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1	0	11	1	3	0	0
	ハケツ	45	3	4	3	4	5	3	3	4	4	4	3	3	0	1	0	1	1	4	0	0	0
	コンパネ	14	6	0	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スコップ	461	23	33	23	3	27	25	25	31	0	18	28	28	0	0	12	13	29	171	0	0	0
	番線	655	0	200	0	0	0	0	0	1	201	1	201	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機	75	3	4	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	0	4	1	9	4	14	0	5
	投光器一式	51	3	3	3	3	4	2	3	3	3	4	3	3	1	0	2	1	5	2	2	0	4
	ガソリン機行缶	26	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0
	灯油用ホリタンク	29	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	0	5	0	0	0	0
防災タンク、消火ハケツ	188	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	
一輪車	32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	17	0	0	0	
バリケート	37	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	3	0	0	0	0	0	7	0	0	0	
かけや	150	8	13	6	3	6	9	13	11	0	6	7	7	0	0	2	7	21	38	0	0	0	
つるばし	102	8	10	10	10	10	4	8	9	0	5	10	10	0	0	2	2	4	10	0	0	0	
バール	168	10	18	12	18	18	10	18	12	0	6	12	12	0	0	2	2	6	24	0	0	0	
大ハンマー	71	4	8	3	4	6	4	3	6	0	4	4	4	0	0	1	1	8	15	0	0	0	
機	車手	3,154	100	192	120	192	120	240	240	120	120	120	150	240	0	0	0	1,200	0	0	0	0	
トラロープ	71	5	8	4	8	5	4	4	4	6	4	4	6	0	0	4	0	9	0	0	0	0	
携帯用照明器具	478	33	44	31	41	39	37	40	41	40	32	39	39	19	0	11	1	24	0	0	0	6	
乾電池単一型	1,778	130	130	130	130	130	130	130	130	130	90	136	136	136	0	140	0	100	0	0	0	0	
乾電池単二型	1,076	70	70	70	70	70	70	70	70	100	100	70	66	60	0	60	0	100	0	0	0	0	
乾電池単三型	1,032	110	110	92	130	88	34	30	130	128	30	30	30	30	0	30	0	60	0	0	0	0	
乾電池単四型	1,690	130	130	130	130	130	130	110	130	130	130	130	130	110	0	110	0	60	0	0	0	0	
リヤカー	19	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	2	
ジャッキ	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2	0	0	0	0	
救助資器材	20	3	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
単管パイプ	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	
月の輪工法機材	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
SPパイプ	1,115	20	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	875	40	0	80	0	
T型マット	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
土のう袋	13,600	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	8,800	0	2,800	0	0	
可搬ポンプ	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	
排水ポンプ	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	

※ 訓練等で使用するため、備蓄品の保管場所や保管数量は常に変動しています。

第1号様式（第4条関係）

（申請日） 年 月 日

狛江市長 宛て

罹災証明書交付申請書

狛江市罹災証明書等交付事務取扱要綱第4条第1項の規定により、必要な書類を添えて下記のとおり申請します。

記

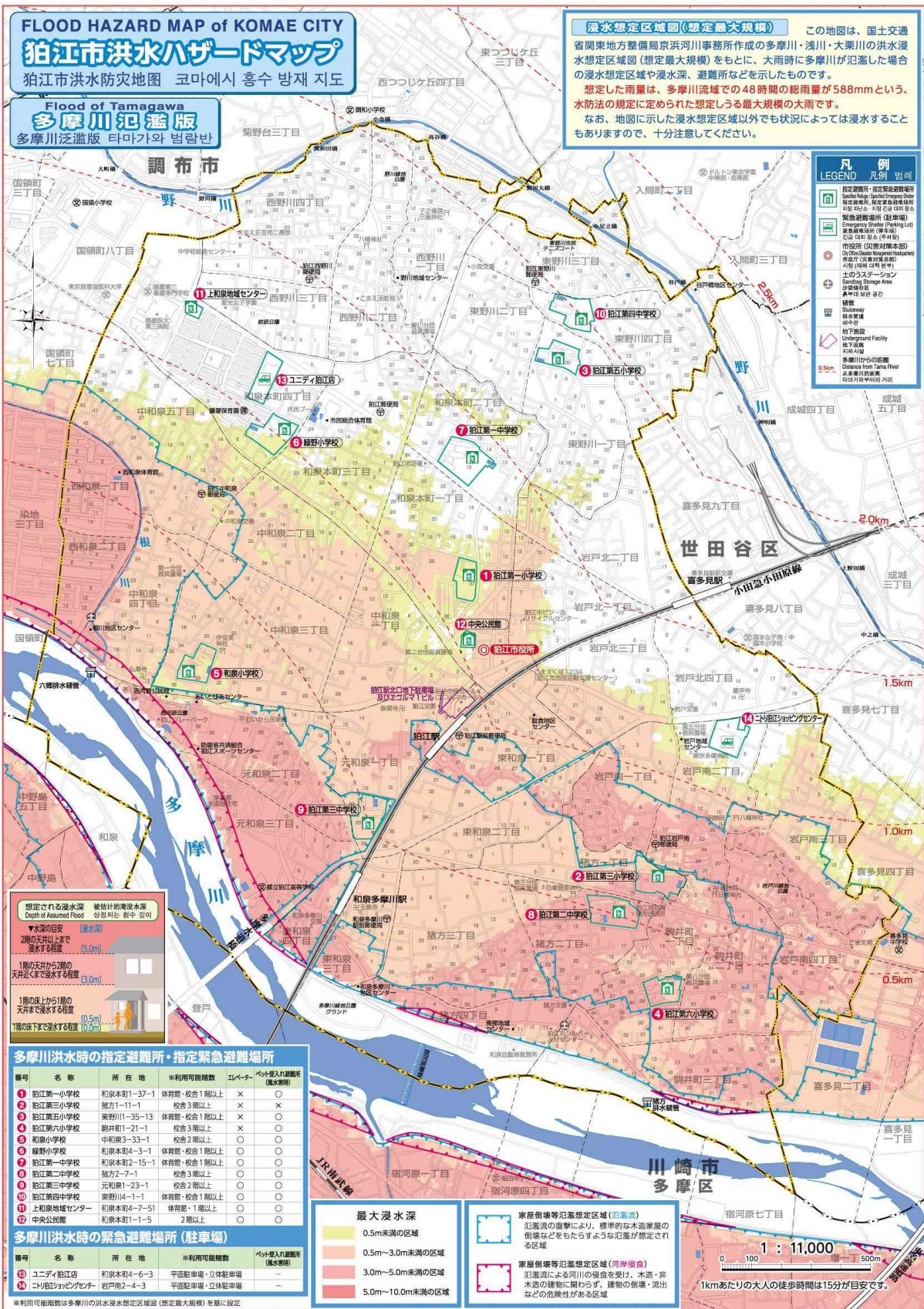
罹災原因	年 月 日 による					
申請者	住所					
	現在の連絡先			電話番号 ()		
	フリガナ 氏名	罹災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()				
罹災者 (申請者と同じ 場合は不要)	住所					
	フリガナ 氏名					
罹災世帯の 構成員 (貸家の場合は 不要)	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
罹災場所等 (アパート等の 名称及び室番号 も記入してくだ さい。)	所在地					
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者住所 氏名) <input type="checkbox"/> 貸家					
調査済証番号			必要枚数			

※太枠内を記入してください。

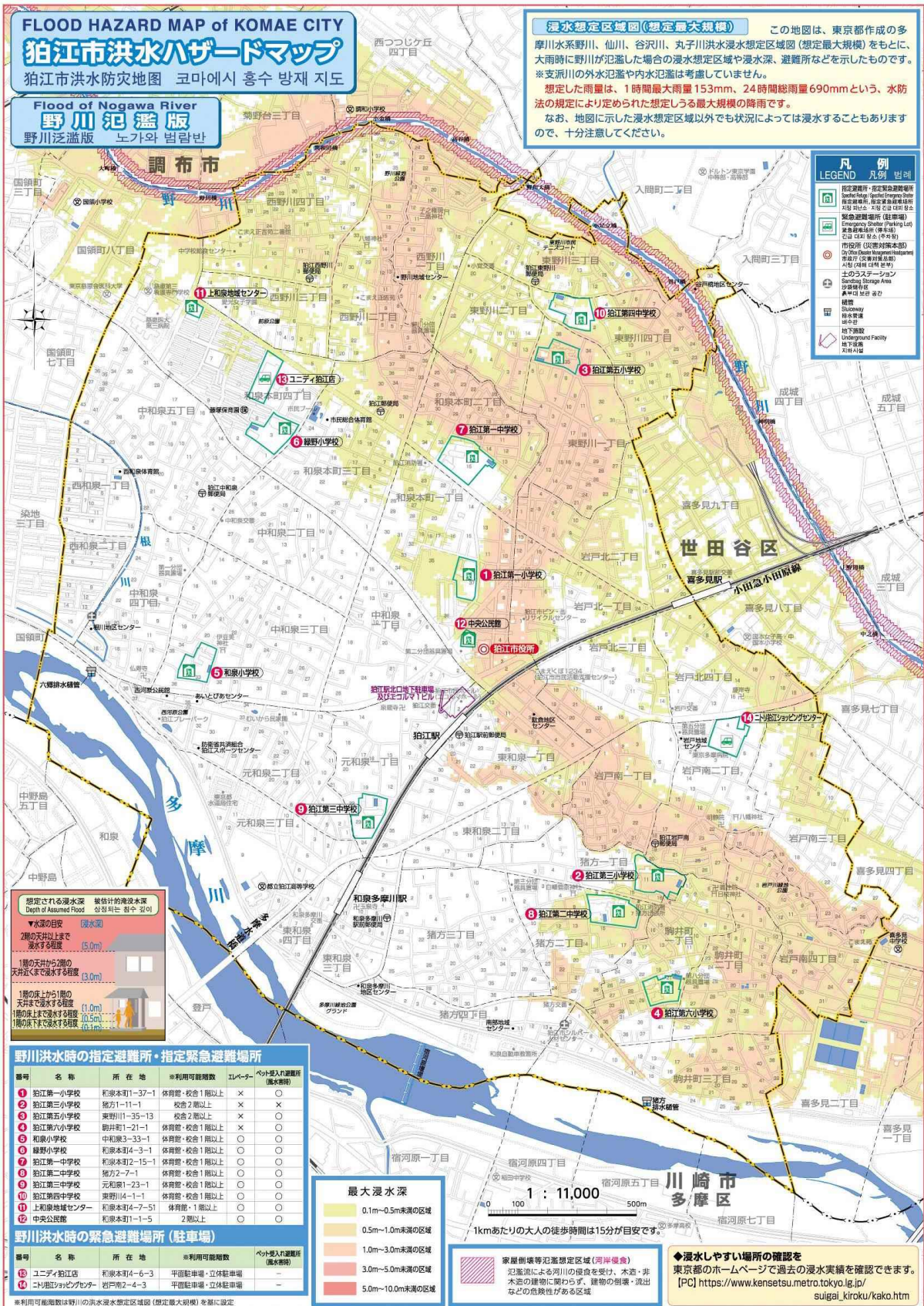
※本人が確認できる書類を提示又は添付してください。



令和元年作成狛江市防災ガイドより



令和2年7月作成

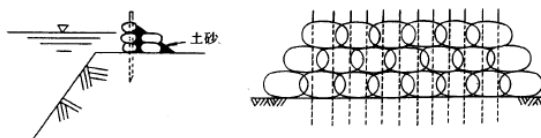


令和2年7月作成

1. 積土のう工（越水防止工）

堤防天端に土俵を一段・二段積みにして、越水を防止する。

3段積み



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
積土のう工	土のう		130~150袋	かけや	2	4MH/10m
延長10m	土砂		4m ³	スコップ	4	
表3段 控2段	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	40~50本	もっこ	2	20名

(注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう4MH/10m

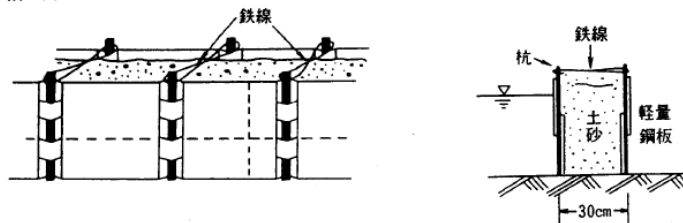
(表3段、控2段)を積むのに4人で1時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。ただし、流れが急なときは留杭を2倍にすることも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

2. 鋼板防護工（越水防止工）

軽量鋼板を用いて行うせき板工。

2段2列

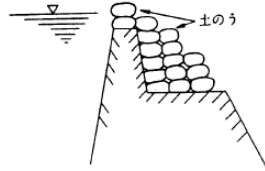


工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
2段二列工法	軽量鋼板	L=1.8m W=43.5cm	28枚	大ハンマー	4	14MH/10m
	杭	L=1.5m φ48.6mm	30本	シャベル	10	
	土のう		20袋	ペンチ	1	
延長10m 高さ75cm	土砂		3m ³			20名
	鉄線		15m	ねじり棒	2	

1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽量に施工するときは、鋼板を一行とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

3. 護岸裏積土のう工（越水防止工）

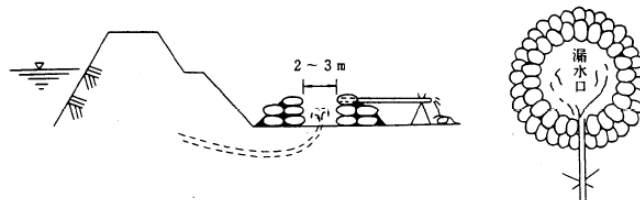
胸壁護岸を越水するおそれのある時行なわれる工法で、裏のり側から低部を広く積み重ねて防止する。



工 法 条件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準 (名)
護岸裏積土のう工	土のう		200 袋	シャベル	2	4MH/6m
延長 6m 高さ 1m	杭		4 m ³	もっこ	1	10 名

4. かま段工（漏水防止工）

堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土依積みし、中に水を貯めて、その水圧で漏水を少なくすると共に、湧水で堤防が破損しないよう一定の箇所水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。

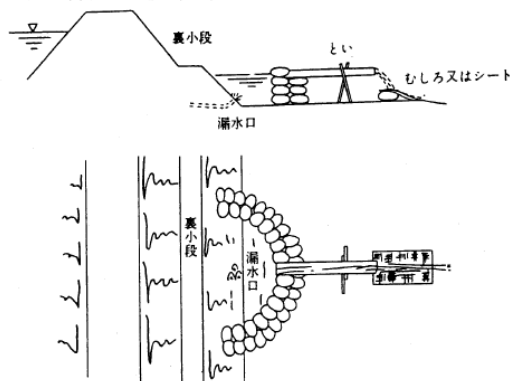


工 法 条件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準 (名)
かま段工	土のう		120 袋	シャベル	4	10MH/1 個
	土 砂		3 m ³	もっこ	2	
直径 2m、 3 段、控 2 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	35 本	大ハンマー	2	20 名
	と い	長さ 3~5m	1 本			
	く い	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

5. 月の輪工（漏水防止工）

堤防裏のり面の漏水箇所に土俵を半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの

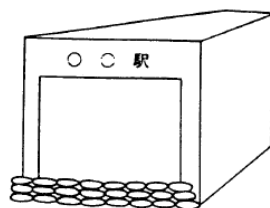


工 法 条 件	資 材			器 材		単 位 作 業 量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構 成 の 基 準 (名)
月の輪工	土のう		140 袋	かけや	2	10MH/1 個
	土 砂		3 m ³	大ハンマー	2	
半径 2m 表 4 段、 控え 3 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	20 本	シャベル	4	20 名
	と い	長さ 3~5m	1 本	もっこ	2	
	く い	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

6. 吸水性水のう積工（浸水防止工）

ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。



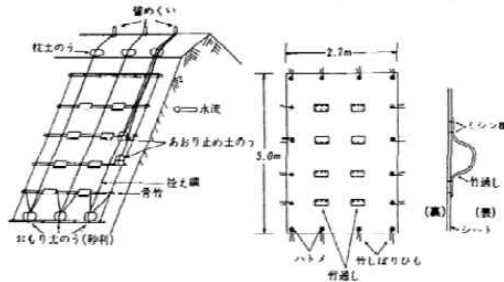
工 法 条 件	資 材			器 材		単 位 作 業 量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構 成 の 基 準 (名)
吸水性水のう積 み工	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2MH/40m
						2 名

1. 4段積（1段h≒10cm）以上のときは、2列とするか土のう留杭を使用する。

2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

7. シート張り工 (洗掘防止工)

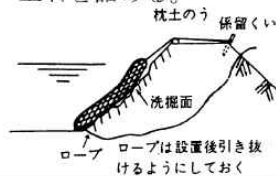
堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被ふくし漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張り」ともいう。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
シート張り工	シート	規格品	1枚	かけや	1	1.5MH/1個
	竹	径4~6cm 長さ3m	6本	かま	1	
	くい	末口径9cm 長さ1m	3本	のこぎり	1	
	土のう		8~9袋	おの	1	
幅5m 長さ2.7m	控え綱	長さ10m	規格品 に付属	投入用 控え綱	1~2	10名
	竹しばりひも	長さ50m		16本		
	なわ(おもり土のう用)		若干			

8. 立てかご工 (洗掘防止工)

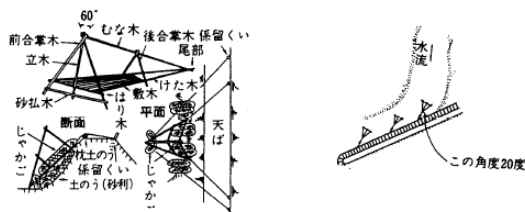
堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを一行に敷き、杭でとめ、これを主台として縦にじゃかごを並べ玉石を詰める。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
立てかご工	鉄線じゃかご	径45cm 長さ5m	2	かけや	1	3.5MH/1個
	石	粒径15cm以上	1.5 m³	ワイヤーカッター	1	
長さ10m、径45cm、人力による装置	木くい	長さ1.5m	2本	ペンチ	1	10名
	鉄線	8番線	60m			
	ロープ	長さ20m	1本			

9. 川倉工（決壊防止工）

急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。

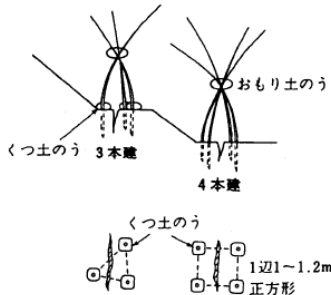


工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
川倉の作成	むな木	末口径 12cm 長さ 5.4m	1本	のこぎり	2	30MH/1個
	けた木	末口径 12cm 長さ 5.4m	2本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	末口径 12cm 長さ 5.4m	4本	ワイヤカッター	1	
	砂払木	径 9cm 長さ 4.5m	1本	ペンチ	4	
丸太製1個 長さ5m	後合掌木 はり木	径 9cm 長さ 3.6m	3本	金づち	4	10名
	敷木	径 9cm 長さ 2.7m	12本	ボール	1	
	鉄線	8番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24本			

工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
川倉の設置	木くい	長さ 15m	4本	かけや	1	60MH/1個
	鉄線	8番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面 で人力で設置	ロープ	長さ 20m	4本	しの	2	20名
	じゃかご	長さ 5m	9個			
	土のう	枕土のう	4個			

10. 五徳縫い工（崩壊防止工）

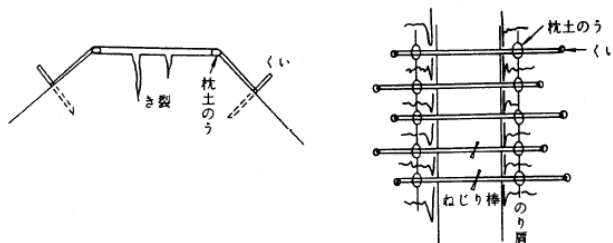
堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を3～4本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土俵をおく。また簡易なものを「さし竹工」という。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
五徳縫い	青竹	径5～6cm のびなり	4本	かま	1	0.35MH/10個
4本建て	土のう		5袋			5名
	なわ		5m			

11. 杭打ち継ぎ工（き裂防止工）

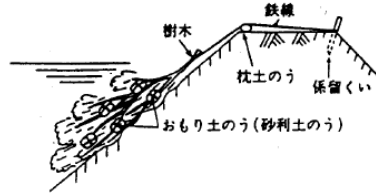
天端のき裂をはさんで両肩付近にくいをさして、鉄線で連結する。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
杭打ち継ぎ工	木くい	径10cm 長さ1.5m	14本	かけや	2	40MH/10m
	鉄棒	8番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長10m 天ば幅5m	土のう		14袋	ペンチ	2	10名
	ねじり棒	径5cm 長さ5.0m	7本			

1 2. 木流し工（洗掘防止工）

堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土俵を結びつけ、堤防天端の留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
木流し工法	立 木		1 本	かけや	1	1MH/1 個
	土のう		10 袋	ワイヤーカッター	1	
1 個	木くい	長さ 1m	1 本	か ま	1	10 名
	鉄 線	8 番線	20m	命 綱	2	
	な わ		40m			

1 3. その他の水防工法

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現 在	
水が あふ れる (越水)	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手 困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏 水 対 策	居住側 (川裏)	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの 入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプくい
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
漏水 川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい	
	むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン	
	継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう	
	たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう	
(深掘れ)	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端(天端)折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ	
	居住側堤防斜面(天端)控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	
	居住側堤防斜面(天端)継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	居住側堤防斜面(裏のり)ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金剛、鉄線、土のう	
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり)にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう		
	流下物除去作業	橋のピアなどに推積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
その他	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防ハンドブック」より)

登録番号（刊行物番号）

R 3 -19

狛江市地域防災計画（令和3年修正）＜資料編＞

令和3年3月発行

発 行 狛江市防災会議
編 集 狛江市総務部安心安全課
狛江市和泉本町1-1-5
電話 03-3430-1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 470 円